平成２３年（フ）第２２号
高知県高岡郡越知町山室耕141番地
債務者　西森美智子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第６７号
福岡県飯塚市有安1025番地８　サンコーポラス庄内１―103、前住所福岡県飯塚市伊岐須385番地１
債務者　則松　賢一
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第６８号
福岡県飯塚市小正35番地　ＲアベニールＣ202号室　井上智博方、前住所北海道江別市幸町13番地の14　コーポ堀本５号室
債務者　北村あつ子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第７２号
福岡県嘉穂郡桂川町大字豆田28番地２、住民票上の住所福岡県嘉穂郡桂川町大字豆田12番地５
債務者　中嶋　正幸
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第３０号
佐賀県唐津市浜玉町横田上1227番地１　クリスタージュ・ファミリアＦ105
債務者　石盛あづさ
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第９９号
長崎県南島原市南有馬町乙1455番地17
債務者　佐藤　輝幸
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
宮崎市佐土原町下田島9163番地１　スカイコーポ102号
債務者　池田　智昭
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０６号
富山県滑川市柳原921番地１
債務者　村井由紀子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０９号
富山市石田1186番地４
債務者　北明惠美子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１９号
富山市犬島５丁目５番35―103号　エル・サエキ
債務者　鈴木　　明
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４４号
埼玉県春日部市一ノ割２丁目８番１号　パステルタウンＢ棟105、前住所埼玉県春日部市中央４丁目４番地７　クラーク春日部弐番館505号
債務者　福田　惠子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
熊本県荒尾市野原1705番地１
債務者　吉丸　和也
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第３６号
熊本県玉名市築地2526番地１
債務者　東　由貴子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２００１号
福岡市東区美和台１丁目25番２号
破産者　河野　成寿
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３号
佐賀県鹿島市大字井手1465番地
破産者　吉田カツ子
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１２０４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原181番地１
破産者　竹井　雅典
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０９８号
福岡県宗像市須恵４丁目６番20―202号
破産者　細見　達司
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部